



宮 崎 県 公 報

平成28年12月15日（木曜日） 第 2854 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定……………（福祉保健課）	1
○海面漁業の免許……………（水産政策課）	1
○道路の区域の変更……………（道路保全課）	1
○道路の供用の開始（2件）……………（ “ ）	1
○土砂災害警戒区域の指定……………（砂防課）	2
○土砂災害特別警戒区域の指定……………（ “ ）	3

○宮崎県証紙売りさばき人の変更の届出……………（会計課）	4
公 告	
○林業用種苗生産事業者講習会の開催……………（森林経営課）	4
○県営土地改良事業の工事の完了……………（農村整備課）	4
○落札者等の公告……………	5
病院局公告	
○落札者等の公告（2件）……………	5
人事委員会規則	
○初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の 一部を改正する規則……………	5

告 示

宮崎県告示第 810号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年12月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
訪問看護ステーション陽のひかり	延岡市浜町 408番地28 浜アネックス 102号	平成28年12月 1 日

宮崎県告示第 811号

平成28年11月 1 日付けをもって次のとおり海面漁業の免許をした。

平成28年12月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

公示番号	免許番号	漁業権者		免許の内容	制限又は条件	存続期間
		住所	氏名又は名称			
定第12号	同左	宮崎市港 2 丁目 6 番地	宮崎県漁業販売株式会社	平成28年 7 月25日宮崎県告示第 502号による公示内容のとおり		平成28年11月 1 日から平成30年 8 月31日まで

宮崎県告示第 812号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成28年12月15日から平成28年12月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

		133番地先から同郡同町大字嵐田字中須2452番5地先まで	新	8.9～25.3	816.5
				14.1～47.2	834.0

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
17	県道	南俣宮崎線	東諸県郡国富町大字田尻字下水流	旧	8.9～25.3	816.5

宮崎県告示第 813号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年12月15日から平成28年12月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡美 郷町南郷鬼 神野字仁田 ノ越1838番 1地先から 同郡同町南 郷鬼神野同 字1826番4 地先まで	平成28年12月15日

宮崎県告示第 814号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成28年12月15日から平成28年12月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
17	県道	南俣宮 崎線	東諸県郡国 富町大字田 尻字下水流 133番地先 から同郡同 町大字嵐田 字中須2452 番5地先ま で	平成28年12月15日

宮崎県告示第 815号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年12月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
小 林 市	旧町 - 4	I - 1 - 0804	急傾斜地の崩壊
	旧町 - 4 - 新①	I - 1 - 0804 - 新①	急傾斜地の崩壊

旧町 - 1	I - 1 - 3316	急傾斜地の崩壊
市ノ瀬 - 1	I - 1 - 3317	急傾斜地の崩壊
松 山 - 1	I - 1 - 3320	急傾斜地の崩壊
松山 - 1 - 新①	I - 1 - 3320 - 新①	急傾斜地の崩壊
松山 - 1 - 新②	I - 1 - 3320 - 新②	急傾斜地の崩壊
市 之 瀬	II - 1 - 0803	急傾斜地の崩壊
咲 園 - 1	II - 1 - 5535	急傾斜地の崩壊
咲園 - 1 - 新①	II - 1 - 5535 - 新①	急傾斜地の崩壊
咲 園 - 2	II - 1 - 5536	急傾斜地の崩壊
咲園 - 2 - 新①	II - 1 - 5536 - 新①	急傾斜地の崩壊
東 吉 村	II - 1 - 5537	急傾斜地の崩壊
松 山 - 2	II - 1 - 5538	急傾斜地の崩壊
市ノ瀬 - 2	II - 1 - 5555	急傾斜地の崩壊
真幸田 - 1	II - 1 - 5556	急傾斜地の崩壊
真幸田 - 2	II - 1 - 5557	急傾斜地の崩壊
下漆野 - 1	II - 1 - 5558	急傾斜地の崩壊
下漆野 - 1 - 新①	II - 1 - 5558 - 新①	急傾斜地の崩壊
下漆野 - 1 - 新②	II - 1 - 5558 - 新②	急傾斜地の崩壊
下漆野 - 2	II - 1 - 5559	急傾斜地の崩壊
下漆野 - 3	II - 1 - 5560	急傾斜地の崩壊
下漆野 - 4	II - 1 - 5561	急傾斜地の崩壊
新 村	II - 1 - 5568	急傾斜地の崩壊
城 原	II - 1 - 5569	急傾斜地の崩壊
山 城	II - 1 - 5571	急傾斜地の崩壊

山城-新① II-1-5571-新① 急傾斜地の崩壊 山城-新② II-1-5571-新② 急傾斜地の崩壊 秋 社 II-1-5574 急傾斜地の崩壊 丸 岡 II-1-5582 急傾斜地の崩壊 丸岡-新① II-1-5582-新① 急傾斜地の崩壊 天 神 丁 II-1-5583 急傾斜地の崩壊 陣 原 II-1-5586 急傾斜地の崩壊 大王-2 II-1-5589 急傾斜地の崩壊 大王-2-新① II-1-5589-新① 急傾斜地の崩壊 下漆野-5 II-1-5593 急傾斜地の崩壊 下漆野-5-新① II-1-5593-新① 急傾斜地の崩壊 下漆野-5-新② II-1-5593-新② 急傾斜地の崩壊 下漆野-5-新③ II-1-5593-新③ 急傾斜地の崩壊 下漆野-6 II-1-5594 急傾斜地の崩壊 下漆野-7 II-1-5595 急傾斜地の崩壊 下漆野-8 II-1-5596 急傾斜地の崩壊 下漆野-8-新① II-1-5596-新① 急傾斜地の崩壊 旧 町 - 3 II-1-5598 急傾斜地の崩壊 新 II-1-5613 急傾斜地の崩壊 内 馬 場 II-1-5614 急傾斜地の崩壊			平成28年12月15日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣			
市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類			
小 林 市	旧町-4	I-1-0804	急傾斜地の崩壊			
	旧町-4-新①	I-1-0804-新①	急傾斜地の崩壊			
	旧町-1	I-1-3316	急傾斜地の崩壊			
	市ノ瀬-1	I-1-3317	急傾斜地の崩壊			
	松山-1	I-1-3320	急傾斜地の崩壊			
	松山-1-新①	I-1-3320-新①	急傾斜地の崩壊			
	松山-1-新②	I-1-3320-新②	急傾斜地の崩壊			
	市 之 瀬	II-1-0803	急傾斜地の崩壊			
	咲園-1	II-1-5535	急傾斜地の崩壊			
	咲園-1-新①	II-1-5535-新①	急傾斜地の崩壊			
	咲園-2	II-1-5536	急傾斜地の崩壊			
	咲園-2-新①	II-1-5536-新①	急傾斜地の崩壊			
	東 吉 村	II-1-5537	急傾斜地の崩壊			
	松山-2	II-1-5538	急傾斜地の崩壊			
	市ノ瀬-2	II-1-5555	急傾斜地の崩壊			
	真幸田-1	II-1-5556	急傾斜地の崩壊			
	真幸田-2	II-1-5557	急傾斜地の崩壊			
下漆野-1	II-1-5558	急傾斜地の崩壊				
下漆野-1-新①	II-1-5558-新①	急傾斜地の崩壊				
下漆野-1-新②	II-1-5558-新②	急傾斜地の崩壊				
下漆野-2	II-1-5559	急傾斜地の崩壊				

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 816号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

下漆野-3	II-1-5560	急傾斜地の崩壊
下漆野-4	II-1-5561	急傾斜地の崩壊
新 村	II-1-5568	急傾斜地の崩壊
城 原	II-1-5569	急傾斜地の崩壊
山 城	II-1-5571	急傾斜地の崩壊
山城-新①	II-1-5571-新①	急傾斜地の崩壊
山城-新②	II-1-5571-新②	急傾斜地の崩壊
秋 社	II-1-5574	急傾斜地の崩壊
丸 岡	II-1-5582	急傾斜地の崩壊
丸岡-新①	II-1-5582-新①	急傾斜地の崩壊
陣 原	II-1-5586	急傾斜地の崩壊
大王-2	II-1-5589	急傾斜地の崩壊
大王-2-新①	II-1-5589-新①	急傾斜地の崩壊
下漆野-5	II-1-5593	急傾斜地の崩壊
下漆野-5-新①	II-1-5593-新①	急傾斜地の崩壊
下漆野-5-新②	II-1-5593-新②	急傾斜地の崩壊
下漆野-5-新③	II-1-5593-新③	急傾斜地の崩壊
下漆野-6	II-1-5594	急傾斜地の崩壊
下漆野-7	II-1-5595	急傾斜地の崩壊
下漆野-8	II-1-5596	急傾斜地の崩壊
下漆野-8-新①	II-1-5596-新①	急傾斜地の崩壊
旧町-3	II-1-5598	急傾斜地の崩壊
新	II-1-5613	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び小林土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 817号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第11条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

平成28年12月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
売りさばき 人の氏名	売りさばき をする場所	売りさばき 人の氏名	売りさばき をする場所	
立藺武博	宮崎市阿波 岐原町前浜 4276番地 3 48	立藺武博	宮崎市阿波 岐原町前浜 4276番地 3 84 行政書 士立藺武博 事務所内	平成28年 4月1日

公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成28年12月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 開催の日時
平成29年2月20日（月曜日）午前9時から午後5時まで
- 開催の場所
宮崎市橋通東2丁目10番1号
宮崎県庁7号館4階 744号室
- 受講申込受付期間
平成28年12月16日（金曜日）から平成29年1月31日（火曜日）まで
- 受講申込書の提出先
最寄りの農林振興局及び宮崎県西臼杵支庁
- 受講手数料
14,000円（宮崎県収入証紙により納付すること。）
- その他
(1) 受講申込書は、最寄りの農林振興局及び宮崎県西臼杵支庁で交付する。
(2) 詳細については、最寄りの農林振興局若しくは宮崎県西臼杵支庁の林務課又は宮崎県環境森林部森林経営課（電話0985（26）7158）に問い合わせること。

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

平成28年12月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
江田山崎	宮崎市	経営体育成基盤整備事業	平成28年2月15日
跡江2期	宮崎市	経営体育成基盤整備	平成28年3月23日

備事業

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成28年12月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る調達件名
県警WAN用サーバ機器の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭1丁目8番28号
- 3 落札者を決定した日
平成28年11月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店 九州支店長 大室 賢二
福岡県福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 落札金額
239,760,000円（消費税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成28年10月20日

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成28年12月15日

県立日南病院長 峯 一彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量

- 検体検査自動化システム 一式（設置に必要な工事を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
県立日南病院医事・経営企画課財務担当 日南市木山1丁目9番5号
- 3 落札者を決定した日
平成28年11月4日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社トーアサイエンス 宮崎市老松2丁目3番25号
- 5 落札金額
36,504,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成28年9月23日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成28年12月15日

県立日南病院長 峯 一彦

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
核医学画像診断装置（SPECT-CT）一式（設置に必要な工事を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
県立日南病院医事・経営企画課財務担当 日南市木山1丁目9番5号
- 3 落札者を決定した日
平成28年11月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
シーメンズヘルスケア株式会社南九州営業所 鹿児島県鹿児島市住吉町12-11
- 5 落札金額
138,240,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成28年10月24日

人事委員会規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月15日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第41号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和48年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第8 休職期間等換算表（第42条関係）		別表第8 休職期間等換算表（第42条関係）	
休職等の期間	換算率	休職等の期間	換算率
[略]	[略]	[略]	[略]
派遣職員の派遣の期間		派遣職員の派遣の期間	
		職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。）第8条の2（市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年宮崎県条例第16号。以下「市町村	

		立学校職員勤務時間等条例」という。 ）第 3 条の規定によりその例によるものとされる場合を含む。）に規定する <u>介護休暇の期間</u>	
大学院修学休業の期間		大学院修学休業の期間	
専従許可の有効期間	[略]	専従許可の有効期間	[略]
職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年宮崎県条例第43号。以下「勤務時間等条例」という。）第 8 条の 2（市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 8 年宮崎県条例第16号。以下「市町村立学校職員勤務時間等条例」という。）第 3 条の規定によりその例によるものとされる場合を含む。）に規定する <u>介護休暇の期間</u>	$\frac{1}{2}$ 以下		
[略]		[略]	
[略]		[略]	

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。